

## 附属書 III

### 1 トン～10 トンの量で登録する物質に関する基準

第 12 条(l)(a)及び(b)で参照される 1 トン～10 トンで登録する物質に関する基準は以下のとおり。

- (a) 発がん性、変異原性又は生殖毒性に関する区分 1 又は区分 2 の分類基準又は附属書 XIII の基準に適合することが見込まれる（(Q)SARs の適用又は他の証拠による）物質
- (b) 下記の物質
  - ( ) 特に分散的又は拡散的な用途で、消費者用の調剤に使用されるか又は消費者用の成形品に組み込まれるものであって
  - ( ) 指令 67/548/EEC に基づいて人の健康又は環境影響のエンドポイントに関する分類基準に適合することが見込まれる（(Q)SARs の適用又は他の証拠による）もの